

議案第 90 号

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年佐野市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年佐野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第 9 0 号参考資料

佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

(第 1 条関係)

現 行	改 正 案
第14条 削除	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

佐野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

(第 2 条関係)

現 行	改 正 案
(新設)	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児

	<u>童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
--	--